

13 アジア通貨危機——東南アジアへのインパクト

平川 均

はじめに

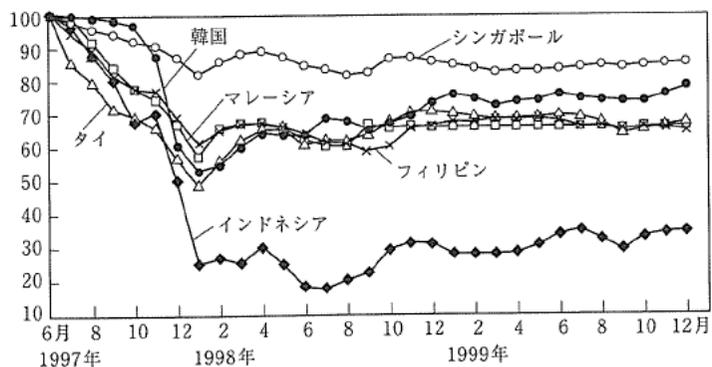
数十年後のアジア経済史研究者がアジア通貨危機をどう捉えるか。それは、今後の東南アジアがどこに向かうかによって決まるにしても、大きな転換点である可能性が強い。

グローバリゼーションが声高に叫ばれるなかで一九九七年七月二日に突然起こったタイのバーツ危機は、瞬く間にマレーシア、フィリピン、インドネシアへ、さらに北上して香港や韓国に「伝染」波及し、アジア通貨危機へと拡大した。タイ、インドネシア、韓国は緊急融資を得るために次々と国際通貨基金(IMF)のコンディショナリティの受け入れを余儀なくされた。

アジアにとどまると思われた通貨危機は一九九八年になると、本格的にロシアやラテンアメリカにも伝染し、グローバルな危機へと深化する一方、インドネシアにおいては経済危機、社会危機、さらに国家危機にまで至った。そのインドネシアを除けば、東アジア地域は対米輸出を大きな梃子として九九年から二年連続して世界最高の成長地域に返り咲いたものの、再び米国の景気後退の影響を受けて二〇〇一年から停滞局面に入っている。

一体、アジア通貨危機とは何だったのか。危機の拡大と深化は様々な危機論を生み、また二〇〇〇年以降になると

図1 東アジア諸国の為替レート推移。



出所：大和総研『アジア主要経済指標』より作成。

最大の関心は各国の構造改革に移っている。もっとも、東アジア諸国は、この危機によって構造改革を余儀なくされただけではない。危機を契機に経済システムのあり方や外部世界との対応において新しい認識や動きを見せはじめている。本章では、通貨危機が何であったのかを確認するとともに、その後の政策対応を追い、東南アジア・東アジアにおける通貨危機の意義と今後の課題を考えたい。

一 通貨危機と「アジア型資本主義」

1 「東アジアの奇跡」からアジア通貨危機へ

一九九〇年代前半の東南アジアは成長を謳歌した。八〇年代後半の円高を契機に出現した日本からの大量の直接投資、企業進出は、それまでの主な投資先であったアジア新興工業経済群(NIEs)から東南アジアに広がり、対する東南アジアも、開放政策に転換した中国と競いながら、輸出主導型成長政策をもってこれに対応した。九〇年代になると、さらにこの地域には証券投資やその他の資金が集中的に投下され高成長が実現し、従来別々に語られてきた北東アジアと東南アジアがひとつにされて「東アジア」と呼ばれるようになる。九三年の世界銀行報告書『東アジアの奇跡』(文献①)は、この地域の成長への信認を絶頂に導いた。アジア危機はこうした状況の中で勃発した。

図1は、東南アジア四カ国と韓国の為替レートを危機直前の一九九七年六月を一〇〇としてその推移を示すものだが、タイ・バーツの九七年七月の下落に続いてフィリピン、マレーシア、インドネシアの通貨が下落し、年末になると韓国通貨が激しくその後を追っていることがわかる。なお、台湾元と香港ドルにも一〇月に売りが浴びせられている。下落の底は九八年一月であり、インドネシアのみ九八年六月にもう一つの谷がある。下落率は、シンガポ

ルが二〇%弱で比較的影響が軽微であるのを除けば、タイ、韓国、フィリピン、マレーシアがほぼ五〇%、インドネシアに至っては八〇%である。その後、各国とも回復に向かい、九九年末でインドネシアが危機前の七〇%、その他の国は二〇―三〇%の減価の水準にまで持ち直した。ちなみに、他国に比べてのインドネシアの一段の下落は政治危機の結果であり、二回目の谷はスハルト政権崩壊の反映である。

株価の推移は図2のように、一九九七年末と九八年八月頃に二つの谷があり、二回目のそれはロシア危機の影響である。株価の市場推移を見ると、九九年に入って韓国とシンガポールの株価水準が危機前のそれを超えている。経済の回復が株価に反映し、両国ではとりわけ国際市場からの信認が急速に回復したように見える。

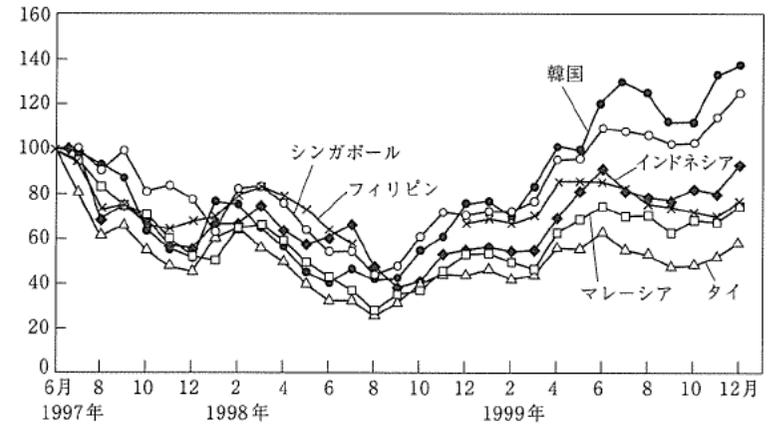
では通貨危機は何故起こり、また「伝染」波及したのだろうか。明らかになのは、一九九〇年代に入って大量に流入していた短期資本が突然に逆流したことである。九〇年代に入って、東アジア諸国への資本の流れは銀行融資や証券投資が中心になり、九〇年代前半は国際決済銀行(BIS)への報告銀行による貸し付けだけで年率三七〇億ドル、九六年には八〇〇億ドルが流入した。しかし、九七年第三・四半期には反転・逆流し、その流出額は第四・四半期から翌年前半には年率一〇〇〇億

表1 国際決済銀行への報告銀行による東アジア主要国への貸し付け推移。

国	年	総貸付額(10億USドル)					
		総計	満期期間別(%)		部門別(%)		
			1年以内	1年超	銀行	公的部門	非銀行部門
タイ	1994 末	43.9	70.6	26.6	32.1	6.3	61.5
	1997 中	69.4	65.7	30.4	37.6	2.8	59.5
	1999 末	28.4	50.1	44.4	12.5	7.1	80.2
インドネシア	1994 末	35.0	60.9	36.3	22.4	19.9	57.7
	1997 中	58.7	59.0	35.0	21.1	11.1	67.7
	1999 末	40.7	47.0	49.3	10.3	20.8	68.8
マレーシア	1994 末	13.5	48.8	42.1	28.6	18.1	53.2
	1997 中	28.8	56.4	30.8	36.4	6.4	57.1
	1999 末	18.1	43.0	47.2	21.4	14.3	64.2
韓国	1994 末	56.6	70.9	19.6	65.4	8.7	25.8
	1997 中	104.1	68.1	19.7	65.3	4.2	30.4
	1999 末	60.7	57.9	29.3	57.8	8.6	33.4

出所：BIS, Consolidated International Banking Statistics, various issues, Basle: BISより作成。

図2 東アジア主要国の株価推移。
97年6月期末値=100



東アジア主要国への貸し付け額とその構成を見ると表1のように、どの国も通貨危機前に貸し付け額がピークに達し、その圧倒的部分が満期一年以内の短期資本であった。貸し付け先は、主に東南アジア諸国ではノンバンク系金融機関、韓国では国内銀行であった。そこで、IMFのコンディショナリティを受け入れた国を見ると、共に短期資本の債務額が外貨準備高を超えている〔文献②二七頁〕。すなわち、東アジアのノンバンク系金融機関や銀行が、返済能力を超える規模で海外から資本を調達し、国内民間部門に貸し出すことによって九〇年代の高成長と繁栄がもたらされていたのである。しかもそれはドルを短期で借り入れ、現地通貨で運用するものであり、対外的脆弱性を強めていた。もちろんこうした貸し付けまたは借入れは、日本や欧米の先進国と東アジア諸国間に金利の格差があったからである。タイをはじめとする東アジア諸国は基本的にドルにベッグする政策をとりつつ、八〇年代後半からは資本取引の自由化を進めており、こうした制度が短期資本の膨大な流入を可能とさせた。

それが、突然に逆流した原因は何だろうか。東アジアの輸出の伸

びは一九九五年のピークから九六年に一転急停止する一方、経常収支の赤字も拡大傾向を示していた。九五年と九六年の輸出の伸びは、タイが二四・八%から〇・三%へ、マレーシアが二六・一%から五・九%へ、インドネシアが一三・四%から九・七%へ、韓国が三〇・二%から三・七%へ激減した。他方、経常収支は、輸入が増え貿易外収支も好転しなかったため確実に悪化していた。通貨危機に陥った国の多くは、輸出を経済成長の牽引役としていたこともあって、投資家の間にその先行きに対する不安感を強め、同時に、それは経済が最も脆弱と思われる地域へのヘッジ・ファンドの投機を促したのである。実際、九七年の二月と五月には大規模なバット売りが起こっていた。そして、一度タイで危機が起ると、東南アジア、やがて東アジアが各国の経済の差異に関係なく一体で理解されて資本が流出し、危機が広がったのである。

2 危機の背景と原因論争

大量の短期資本の逆流が通貨危機の原因としても、逆流

の原因を説明するとなるとことは簡単でない。大きくは二つの見方がぶつかり合っている。一つは、東アジア内部の要因を強調するものであり、もう一つは国際金融のあり方に注目するものである。これらの危機論は、危機の経過の中で変容していくが、その流れを東南アジアとの関係に注目しながら見ていくことにしよう。

アジア開発銀行(ADB)の『アジア開発展望』はアジア通貨危機の解釈をファンダメンタルズ説 Fundamentals View と金融パニック説 Financial Panic に分けている。この分類によると、内部要因を強調する説は広義にファンダメンタルズ説と呼ぶ。それにはいくつかの偏差がある。(a) 投入型成長の限界や生産性の低下を指摘するもの、(b) アジア型の経済システムが経済のバブル化や投資効率の低下をもたらしたとするもの、(c) 政策の失敗、とりわけ政策的な手順の誤りを強調するものなどである。これらの見解は、ほぼ順を追って広く受け入れられるようになったように見える。

金融パニック説は後に見ることにして、ファンダメンタルズ説のうち、まず(a)の投入型成長限界説は、世界銀行の報告書『東アジアの奇跡』に最初に疑問を呈したMIT教授P・クルーグマンの見解である〔文献③〕。それによると、この地域の成長はほとんど資本と労働の追加的投入によって説明でき、「全要素生産性」、すなわち技術の発展によるものではない。危機が起ると、アジアの成長に冷水を浴びせたこの見解がまず思い起こされたのである。この見解は当のクルーグマンが否定することで下火となるものの、世界銀行の報告書も、危機前にタイと韓国で投資の増加に対する生産の増加の比率が低下していたことを指摘して、部分的に関心を共有している〔文献④〕。日本では末廣昭が、危機後早期に同様の視点からタイの産業の競争力や生産性に関心を払った〔文献⑤⑥〕。この見解は、危機後のアジアの発展路線を敷こうとする時に重要な政策的含意を持ち、改めて注目されている。

(b)のアジア型制度・組織原因説は、アジア的な経済システムの脆弱性が一九九〇年代の異常な資本流入を管理できず、それに翻弄されていっそう非効率な経済を作りだしたと捉え、構造的脆弱性を指摘する。IMFや新古典派経済学のエコノミストがとりわけこの見解をとっている。IMFは、「危機は金融システムの脆弱性と、それよりは小さいがガバナンスの脆弱性から生じた。不適切な金融部門の監視、貧弱な金融リスク評価とリスク管理、相対的に固定的な為替レートの維持が結びつき、銀行と企業に、外貨中心で、その多くが短期資本でしかもヘッジされていない大量の国際資本を借り入れさせた。こうして、この流入した海外資本はより質の劣る投資に向けられた」と説明している〔文献⑦〕。世界銀行も、金融部門の脆弱性が不適切な投資を拡大し、投資の生産効果を低下させ、また外貨準備に比べて過大な債務を蓄積しリスクを拡大させたという〔文献④二一―二二頁〕。ADBも、「これらの国の経済的な成功は、特殊な経済戦略、つまり銀行と企業の密接な経営関係と所有関係はもちろん、輸出指向、集中的に調整される生産活動、政府による暗黙の(または明白な)民間投資プロジェクト保障に重きを置く特殊な経済戦略上にうち立てられた。……これらの戦略は企業による銀行信用への大きな依存を許した。国際標準からすれば、危機に陥った国の企業は過度に(銀行借り入れに)依存していた」と説明する〔文献②二六頁〕。

こうした見解には、東アジア各国政府の産業政策を問題とするもの、政府の銀行保証がモラルハザードを生んで不健全な銀行融資を許したとするもの、韓国では、財閥の過度な債務依存体質と貧弱な企業統治能力が過大投資と過剰生産を生んだとするもの、タイでは、脆弱な金融制度が異常な海外短資の借り入れと不動産投資を許し経済をバブル化させたとするものなども含まれる。こうした見方の裏には、往々にして欧米的な経済システムでないものを不合理なもの、遅れたものとして排除しようとする価値観、意識が含まれている。「アジア的」、「アジア型」とはこの場合、欧米的システムでないことの代名詞である。クローニー資本主義 crony capitalism やネポティズム nepotism 等の批判は確かに重要な指摘であり、インドネシアは当初IMFの処方箋を期待をもって受け入れた。しかし、このシス

テムには後発工業化における合理性もあり、一概に否定できない。

ところで、(b)のアジア型制度・組織原因説は、その重点を当初の非欧米的な価値観やシステムを否定するものから、脆弱な金融システムと貧弱な企業統治を問題にするものへと移行させたように思われる。それが、(c)の政策失敗説である。

初期の政策失敗説には、たとえば、インドネシアではマクロ経済を担当するテクノクライトが金融の世界化に対応する能力がないにもかかわらず自由化した、スカルノの家族を中心とした利権構造がある、タイの政権も常に連立政権で政策責任能力を欠くとかの、政策の未熟さや不合理性を強調するものもあった。しかし、短資の大量流入にもかかわらずドルペッグ制度を続けたこと、モラルハザードを生む金融政策、不適切な制度のオフショア金融市場を創設したことなどの政策面が注目されるようになり、やがてこの側面を前提にして自由化の順序 sequencing が問題になる。すなわち、為替制度を固定相場制から変動相場制へ転換しなかったことは誤りだが、それ以上に、本来は金融の自由化以前に克服すべきであった構造上の脆弱性を放置したままで自由化を推進したことこそ問題だったとするのである。IMFの研究部門上級政策顧問でカリフォルニア大学バークレー校教授のB・アイケングリーンは、一九九八年の共同論文の中で「資本市場の自由化の順序において確認すべき最重要点は、国内金融システムの主要な問題に取り組む前に政府が軽率に資本勘定取引の規制を撤廃することは危険だ、ということだ」と自由化の順序を問題にしている[文献⑧]。従来の自由化の順序では、資本取引の自由化以前に、貿易の自由化、直接投資の自由化、国内の金融自由化が必要とされていた。アジア通貨危機によって国内の金融システムの整備が新たに条件に加えられることになったのである[文献⑨一三七頁]。

ところが、以上のようなファンダメンタルズ説と真つ向から対立する見解が、国際金融の過剰流動性・短期資本の移動を問題にする立場であり、いわば(d)過剰流動性・短期資本移動説である。ADBのアジア通貨危機の整理では金融パニック説である。危機勃発の当初はヘッジ・ファンドによる投機への批判が強かったが、やがて危機が金融の自由化、為替・資本取引の自由化の引き起こした制度的な欠陥であるとする見解が有力となる。

この主張を最初に展開したのは、マレーシア首相M・マハティールである。彼は、タイでバット危機が起こった一九九七年七月のうちに、アジアでの通貨の下落を国際的な投機筋の仕業として、著名な投資家ジョージ・ソロスを批判しはじめた。彼は、同年九月の香港でのIMF・世銀のセミナーにおいてもソロス批判を繰り広げ、ソロス自らもマハティール批判でそれに応えた[文献⑩四九一五〇頁]。この時期、国際機関もアメリカ政府も、正統派エコノミストのほとんどが、彼の言い分を馬鹿げた非難だと口をそろえた。実際、IMFは、同年九月の暫定委員会において、「IMF規約改正案にもとづく資本移動の自由化に関する声明」を承認して、資本の自由化の推進を確認したのである。

しかし、翌一九九八年半ば頃になると、通貨危機のいっそうの深化によって、世界的に拡大する通貨金融危機をファンダメンタルズ説から説明することが困難となり、資本の自由化の持つ市場の不安定性を指摘する主張が勢いを増した。インド出身のコロンビア大学教授J・バグワティヤ、世界銀行副総裁のJ・スティグリッツがそれぞれ自由化の危険性を指摘した。資本の自由化は、モノやサービスの自由化と同じく相互利益が保証されると考えられているが、資本移動の自由化による相互利益の保証は未証明であり、むしろパニックが引き起こされる、とバグワティヤは指摘した[文献⑪]。

もっともこうした見解が受け入れられた直接的契機は、一九九八年八月に起こったロシア危機による著名なヘッジ・ファンド Long Term Capital Management (LTCM) の破綻である。翌九月にはニューヨーク連邦銀行総裁マ

クドナーが、LTCMの破綻によるアメリカ金融システム不安を恐れて連邦銀行のオフィスに一六の主要銀行と証券会社代表を集めて救済会議を開き支援を図った(『ニューヨーク・タイムズ』九八年九月二四日)。そして、これを契機にヘッジ・ファンドのレバレッジ(ファンドを梃子のように膨大な運用資金に膨らませる操作)による膨大な資金作りと金融取引の一端が明らかにされ、一気にそれに対する規制が国際政治の議題として登場した。BISのバーゼル銀行監査委員会が九九年一月に発表した報告書『高いレバレッジ操作を行う機関と銀行との相互取引』によれば、LTCMは一二五〇億ドルの帳簿上の資産で多数の取引を行っていたが、実際の自己資本は約二五分の一であり、しかも、簿外取引は一兆ドルを優に超えていた。そのため、銀行のこうした機関を通じての資産の運用を開示することで、銀行の健全化を図るが、それが不十分であることが分かればヘッジ・ファンドへの直接的な監督をも検討すべきだ、と報告書は結論した(『文献』)。

投入型成長の限界を説いた著名なP・クルーグマンも、アジア通貨危機を一九九〇年代にラテンアメリカで起こった通貨危機も含めて、投資家の心理的不安や投機的攻撃により危機が発生する「自己実現型危機」とみなし、政府の財政・金融政策の失敗による危機ではないと主張した(『文献』)。ファンダメンタルズ説と、過剰流動性・短期資本移動説のどちらがより適切な説明かと問えば、東アジア諸国が自由化政策の推進にもかかわらず、従来の経済システムをそれにうまく適応させられなかった面を否定できない。しかし、危機に陥った国の自由化政策の推進は、決してアジアだけの責任に帰せられない。

確かに、一九九〇年代になると東南アジア諸国は互いに自由化を競った。だが、ASEAN諸国の多くは八〇年代後半からIMF、そしてアメリカ政府、アメリカ系銀行や証券会社からの強い自由化の圧力を受けていた(『文献』二一三、九頁、⑥七〇頁)。他方、主要な国際格付け機関は九〇年代の東アジア諸国における短期資本の借入れによる危

機を察知できず、むしろこれらの国の評価を格上げさせた(BIS『第六八期年報』一二五―一二七頁)。世界銀行も危機のわずか一年前、大量の資本流入をうまく処理する成功国としてタイを評価していた。こうした事実、IMFや世銀、そしてアメリカや国際金融機関が、資本移動の自由化の危険性を顧みず東アジアの新興経済に自由化を求め、しかもそこを投資の運用先として推奨していたことに等しい。そして、ニューヨーク連邦銀行のLTCM救済劇は、アメリカの金融システム崩壊の危険性が高まると、自らは金融の自由化の不安定性を認め市場に介入したことを意味する。資本移動の自由化に伴う制度的リスクを無視して自由化を推進させたことこそ危機の主要な原因とみるべきだろう。こうして、通貨危機はアジア諸国に、危機後の対応を内的にも外的にも迫ることになる。次節でまず内的対応を見ることにしよう。

二 IMFの処方とその批判

1 IMFの処方箋とアジア通貨危機国の構造改革

アジア通貨危機の捉え方が再建策を規定する。IMFは、従来にはない膨大な緊急融資に合意すると同時に、その条件として融資対象国にコンディショナリティを課して改革を迫った。世界銀行によれば、IMFをはじめとする公的支援の総額はタイが二〇一億ドル、うちIMF分が三九億ドル(クオータの五・〇五倍)、インドネシアが四〇〇億ドル、うちIMF分一〇一億ドル(クオータの四・九〇倍)、韓国が五七〇億ドル、IMF分二一〇億ドル(クオータの一・九三九倍)、アジア通貨危機での上記三カ国合計で一七二億ドル、うちIMF分が三五〇億ドルに達した(BIS『第六八期年報』一三四頁)。IMFや世界銀行の見解は、ファンダメンタルズ説のうちの(b)のアジア的制度・組織原因

説を基礎におき、徐々に(c)の政策失敗説、特に政策の順序を強調するものに変わったが、処方箋は自由化の推進を前提にして、伝統的な高金利、緊縮財政政策を採用するものであり、加えて構造改革、すなわちアジア的経済システムの改革であった。経済システム改革としては、(1)金融セクター改革、(2)企業統治 corporate governance の強化であり、具体的にはその制度化と国際標準の導入である。

タイへの最初の経済改革プログラム(九七年八月二〇日)では、(1)金融会社五六社の不良機関の一時営業停止(のち二月に五三社の事業閉鎖)や、(2)GDPの約三%の財政赤字から九七/九八年のGDP一%の黒字への転換と、七%から一〇%への付加価値税の引き上げ、(3)外資誘致のための諸制度の設置などからなり、インドネシアの最初の経済改革プログラム(同年二月五日)でも、(1)不良金融機関の閉鎖、国有化と金融制度の改革、(2)経済効率性と透明性を増すための構造改革としての貿易と投資の自由化、民営化の拡大、(3)財政支出を九七/九八年にGDP比で黒字の約一%、九八/九九年に二%とする引き締めなどが課された「文献⑦」。

IMFの伝統的な処方箋である高金利・緊縮政策に関しては、アジアの危機が深刻な財政赤字と経常収支赤字から起こる伝統的な危機でないとして、早くから多くの批判があった。実際、為替安定策として採られた高金利政策は通貨の下落を止められなかった(BIS『第六八期年報』一三六頁)だけでなく、緊縮財政と金融セクター改革が銀行の貸し渋り credit crunch をいっそう強めて経済を深刻な不況に陥れた。国連貿易開発会議(UNCTAD)の『貿易開発報告二〇〇〇年版』は、債務を抱える多くの企業が輸出指向であったため、通貨下落より利子率の上昇と国内信用の収縮の方が経済へ与える影響が大きかったと結論している「文献⑧五三頁」。IMFの処方箋は現実問題として危機の深化を止められず、九八年中頃になると高金利政策も緊縮政策も緩和されIMFプログラムは修正されるが、世銀が主導する構造改革は危機からの脱出の基本的な処方箋として推し進められた。

表2 東アジア4国の金融部門再建状況。

	インドネシア	マレーシア	タイ	韓国
[当初の流動性支援] 支援額 (対GDP比)	217億ドル 18%	92億ドル 13%	241億ドル 20%	233億ドル 5%
[不良債権(含銀行・ノンバンク)] 不良債権/融資総額(%)	31.4(1999年9月) 39.7(2000年5月)	24.0(1999年12月) 16.2(2000年6月)	41.1(1999年12月) 22.6(2000年9月)	17.9(1999年9月) 10.2(2000年6月)
不良債権(含AMC移転分)/融資総額(%)	58.7(2000年5月)	23.2(2000年6月)	30.6(2000年9月)	16.4(2000年6月)
[金融部門差し押えによる解消] 銀行閉鎖 その他の金融機関閉鎖 金融機関の合併	237行の内69行 なし 一時国有化の9行と4国 営企業 12行	なし なし 58金融機関を10グループ に統合(2000年末まで) 1行	15行の内1行 FC91社の内59社 3商業銀行と12社のFC 4行	なし 200社以上 26行中8行 4行
[銀行の資本注入戦略] 注入資金額	714億ドルの資本注入債 券発行(4国営銀行、4国 有化銀行、7民間銀行、 27地域開発銀行)	グナセツルが13億ドル を10の金融機関に注入	政府は17億ドルを民間 銀行に、120億ドルを国 営銀行に注入、民間資金 78億ドルが tier-1 資本 を注入 4行売却、2行準備中	政府が9商銀等に500億 ドル注入、360億ドルの 追加決定
銀行の外国資本への売却 金融機関の脆弱性	1行準備中 多数銀行が脆弱	13外国銀行がシステム 全体の資産の30%保有 判断困難	いくつかの国営・民間銀 行が脆弱	1行売却、3行は30%以 上の外資出資 多数のノンバンク金融機 関が脆弱

注：AMC(Asset Management Corporations)は、資産管理会社 FC(Financial Corporations)は、ノンバンク系金融会社。
出所：文献⑨112頁、およびWorld Bank, East Asia: Recovery and Beyond, 2000, p. 72, より作成。

いずれにせよ、大量の対外債務に依存する経済の通貨下落と不況への転落は、膨大な不良債権を金融セクターに残し、通貨危機国を中心として金融セクター改革が不可避となる。表2は東アジア諸国における金融部門の再建状況を示すものであるが、これによれば、二〇〇〇年中頃で融資総額に占める不良債権比率は資産管理会社への移転分だけ減っているものの、それを加えた不良債権比率は、タイ三一%、インドネシア五九%、マレーシア二三%、韓国一六%に達していた。金融セクター再建では、銀行がタイで一五行のうち一行、インドネシアで二七行のうち六九行が閉鎖され、ノンバンク系金融機関ではタイが九一社のうちの五九社、韓国で二〇〇社以上が閉鎖された。金融機関の合併は、タイで商業銀行三行とノンバンク一二社、インドネシアでは一時国有化された九行と四つの国営銀行で実施された。また、韓国では二六行中八行が合併し、マレーシアでは五八の金融機関が一〇のグループに統合された。金融セクターの再建、再編のための制度的枠組みでは、一九九八年一月にインドネシア、翌二月にタイと韓国で包括的金融改革プログラムが作成され、それに必要な制度・法律の整備が進んだ。タイでは金融機関再建庁(FRA)と資産管理会社(AMC)、インドネシアではインドネシア銀行再建庁(IRA)、マレーシアではダナハルタ Dana Harta が設立され、銀行への資本注入機関としては、タイで国際金融諮問委員会、インドネシアではインドネシア銀行再建庁、韓国では韓国預金保険公社(KDIC)、マレーシアではダナモダル Danamodal などが設立された。

企業統治の強化を見ると、経営の不透明性、会計基準や監督・規制の欠如などが問題とされ、そのための制度化と情報開示が求められた。インドネシアでは一九九九年に総資産二五〇億ルピア以上の企業に財務諸表登録の義務が課せられたが、その内容は貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、銀行借入れを含む債権債務表、株主構成であり、監査を担当する公認会計士が報告の義務を負うというものである。また同年八月、世銀から二年にわたって設置を求められていた官民合同の企業統治委員会が組織された。タイでも、会計・監査制度改革が、世銀とタイ公認会計士協会の共同作業で進み、アメリカの財務会計基準制定委員会の基準に合致した新会計監査制度の導入が決まっている。また、上場企業には監査人委員会の設置、社外取締役、少数株主の権利保護、財務諸表の英文での報告などが義務づけられた〔文献⑦七三頁〕。

興味深いのは、上述の改革で対象が上場企業だけだということである。IMF・世銀、およびアメリカは、東アジア諸国の会社法それ自体の改正に関心を持たず、証券取引法規の改正に関心があり、「彼らの考えるコーポレート・ガバナンスが欧米機関投資家のための現地大企業のそれ」であった〔文献⑦七三頁〕。「その意味で、彼らの政策の基本は、「コーポレート・ガバナンス」をキーワードとする経済運営の「アメリカナイゼーション」〔文献⑧一〇〇頁〕であり、グローバルな市場の一部に新興市場を組み込むことであった。つまり、IMFや世界銀行の目標は、アジア的経済システムの改革であり、当然のようにアメリカ基準への標準化である。しかも、米欧の機関投資家にとっての改革であった。

ちなみに、世界銀行がいち早く注目し、IMFも危機の深化化する中で一九九八年中頃から改革プログラムの修正を行った重要な項目は、失業者救済、ソーシャル・セーフティ・ネットの拡充である。だが、これは単に失業者の増加の中での社会問題の深刻化を受けてのものではなく、同時に今後展開される経済システムへの再編と結びついているといえよう。

ところで、先に挙げたファンダメンタルズ説の(a)は、投入型成長の限界や生産性の低下を危機の原因としていた。実際、一九八〇年代後半以降、輸出主導型工業化は空間的にもNIEsからASEAN、中国を含む東アジアに広がり、過剰投資と過剰生産の危惧が指摘されてきた。また、円が下落する一方、東アジア諸国の国内賃金は上昇し競争力が失われた。このように解釈すると、改革の基本政策は生産性の上昇と競争力の強化である。未廣昭によると、九

八年八月から二〇〇〇年末までにタイ政府が立案した危機後の経済社会再構築の方針には四本の柱があり、(1)金融制度再構築、(2)産業構造調整事業、(3)社会投資計画、(4)中小企業支援がそれであった。この基本方針について、彼は次のように言う。「タイ政府の四本柱のなかで、世界銀行の基本方針と大きく異なるのは、(2)の「産業構造調整事業」と(4)の「中小企業支援」の二つであった。「産業構造調整事業」は、一九九七年から日本の通産省(現・経済産業省)、日本貿易振興会(JETRO)、国際協力銀行(JBIC)、国際協力事業団(JICA)などの協力のもとで進められてきたもので、金融制度改革だけでなく、日本の資金を実物経済の建直しに、つまり国際競争力の向上に貢献するような「サプライサイド」の政策支援に集中的に向けようとするものである。「一方、中小企業支援は九八年末から本格化したもので、中小企業振興法の制定(二〇〇〇年三月)、政府系金融機関を通じた中小企業向け融資の拡充、中小企業診断士の養成、日本の中小企業大学校をモデルとする中小企業開発インスティテュートの新設、ベンチャー企業の育成をめざすファンドの設置など」である[文献⑥一〇一、一〇三頁]。

タイの構造改革から確認されることは、東アジア諸国がIMFや世銀の通貨危機の解釈とは別に、实体经济における強化策を日本の協力を得ながら展開していることである。市場メカニズムを重視し欧米型への構造改革を余儀なくされながらも、東アジア諸国は、日本の開発の経験を学びつつ独自の開発策を試みているといえよう。

2 過剰流動性とマレーシアの資本規制

東南アジアに通貨危機が起こると、既述のようにマハティール首相は国際的に四面楚歌の中で、国際投機筋、特にJ・ソロスを非難し、实体经济と無関係な資本取引の規制を求めた。しかし、一九九八年になるとヘッジ・ファンドの想像を絶する投機的行為を野放しのままにすることの問題点が認識されはじめ、規制の声が急速に強まった。UNCTADは、IMFの金融引締め政策が危機を深化させただけでなく、「債務返済の猶予と資本規制が(危機に陥った国に)息継ぎを与えるための本質的な手段として」資本取引規制の導入を明確に支持した(『貿易開発報告一九九八年版』)。マハティールはアンワル副首相や中央銀行総裁との国内での路線対立を経て、結局、九八年九月一日に資本規制を実施し、それは、直ちにクルーグマンにより緊急避難的措置として支持された。

もっとも、通貨危機が東アジアに拡大するなかで、マレーシア自身も当初、基本的にIMFのコンディショナリティに沿う形で緊縮財政、銀行の不良債権処理、およびディスクロージャーなどを発表し、一九九七年一月にはさらに、経常収支赤字の削減と連邦政府歳出のさらなる削減の追加的パッケージを打ち出した[文献⑦二七頁]。しかし、この措置についてマハティールは後に次のように言う。「財務大臣が中央銀行と一緒にやったことは、IMFローン無きヴァーチャルIMFの実行であった。……(しかし)これらの標準的なIMFの処方箋を実行した結果として、マレーシア経済はより深刻なりセッションに落ち込んだのである」。「最終的に、唯一残された政策が選択的な為替管理を課す決定であった。一九九八年初め、大まかな為替管理の枠組みが提案された[文献⑧二五―二六頁]」。

こうして一九九八年九月一日に実施された資本取引規制は、選択的な為替管理規制と固定レート(一USDollar三・八リンギット)の二本の柱からなり、選択的な為替管理は、(1)非居住者間のリンギット建て資本移動の禁止、(2)短期資本の一年未満の引き上げ禁止、(3)一〇〇リンギット以上のリンギット資金の輸出入規制であった。ただし、経常勘定取引、利潤・利子・配当等の送金、外国直接投資などについては従来通りであった[文献⑨三三頁]。

言うまでもなく、IMFは規制に否定的であった。しかし、マレーシア経済が順調に回復し、さらに規制実施から一年後の一九九九年九月に短期資本の引き上げが解禁されても大規模な流出が起らないことがわかると、「為替管理が当初多くの観察者が思った以上に肯定的な結果を生んでいる」[IMF Public Information Notice No. 99/88]と、マ

ーシアの規制措置の効果を公式に認めざるを得なかった。

ところで、一九九八年九月にヘッジ・ファンドLTICMが破産状態に陥ると、資本の取引規制は国際社会で議論の対象となり、金融機関、特にヘッジ・ファンド、すなわちレバレッジで膨大な資金を調達する金融機関(HLIs)の監視と情報開示、国際資本移動の監視などが盛んに議論された。日本政府は、過剰流動性とドルへの過度な依存が通貨危機の原因であるとして大規模な投機的資本取引の規制とそうした機関への監督を主張した。九八年一月マレーシアのクアラルンプールで開催されたAPEC首脳会議では、投機の規制を主張する東アジア諸国とそれに反対するアメリカとの間で主張が対立した。この問題は、その後のIMF、G7サミット、G7蔵相会議など国際会議の主要な議題となり、ヘッジ・ファンドの監視に関しては、BISのバーゼル銀行監督委員会のもとで検討され、九九年一月には報告書も出され、その後も検討が続けられている。だが、HLIsそれ自体の規制は手つかずのままに残され、HLIsを通じて資金を運用する銀行の情報開示によって市場の不安定性を回避できるとする方向に向かっていると見えよう。

ADBは、今日の国際金融制度のラジカルな変更を国際的政策決定者は求めていないが、「それにもかかわらず既存の国際システム内での効果的な改革ができる」(『アジア経済展望』九九年版、四五頁)との見解を述べ、他方、UNCTADのY・アキユズは、「多くの提案や行動は、アジア通貨危機の後に出された大きなアイデアよりもむしろマージナルな改革や漸増的变化に集中しており」、それは発展途上国が自己防衛を強めるしかない展開になっていると述べて、そうした行方に疑問を呈している[UNCTAD Discussion Paper No. 148]。

IMFやアメリカは、変動相場制をほとんど選択の余地のないものとして前提にし、アジア通貨危機の原因を自由化の順序の問題であったと解釈するようになっていたが、一九九九年六月にフランクフルトで開かれたケルン・サミ

ットでは資本の流出入、とりわけ流出の規制を例外的に認めることになった。また、同サミットのG7財務大臣会議では、国内金融システム強化の過渡的な手段として資本流入の管理が合意され、同時に、「資本流出の管理も一定の例外的な環境では必要とされるかも知れない」と資本取引の規制が認められた。金融の自由化を前提にしながら、資本取引規制を国際金融制度の問題として扱えないかぎり、先進主要国は発展途上国政府による一定の資本取引制限を認めざるを得なくなっているといえるかも知れない。こうした発展途上国の主権を認める合意で、マレーシアの資本取引規制の果たした役割は極めて大きかったといえるであろう。

三 東アジア地域協力の展開と東南アジア

1 アジア通貨基金(AMF)構想と新宮沢構想

一九九七年七月にタイ・バーツが売り攻勢にあって下落すると、翌八月にアメリカは参加を拒否したが、東京でIMF主催の緊急タイ支援会議が開催され、IMFと日本が各四〇億ドルを提供する他、オーストラリア、香港、シンガポール、マレーシア、インドネシア、韓国、中国なども加わって、合計一七二億ドルの支援が合意された。

この会議の意義は、この直後から危機に陥る東アジア諸国が支援に参加しており、東アジア域内での地域協力の芽を確認できることであり、もう一つは、タイの要請で日本政府がアジア通貨基金(AMF)構想を提起したことである。当初、それは、IMFとは独立の緊急融資機関として構想されたが、同年九月の香港でのASEAN・日本非公式蔵相会議、IMF・世銀年次総会、G7会合などでは、参加国に中国と韓国が加えられ、性格もIMF補充の機関とされ、基金規模も一〇〇〇億ドルに修正されて、実現が目指された。マレーシアはこの提案に支援を惜しなかったも

の、アメリカとIMFは強く反対した。アメリカは、日本のアジアにおける政治的影響力の増大を恐れ、IMFも、AMFの通貨危機に陥った国への緊急支援がIMFの進める制度改革を妨げる可能性が高いことから警戒感を強め、また東アジアの政府や金融機関がモラルハザードに陥るとして、反対したのである(『ウォールストリート・ジャーナル』一九九八年九月二四日)。しかも、アメリカの説得で中国などが日本の提案に反対したため、日本政府は九七年一月のマニラで開かれた蔵相・中央銀行総裁代理会議でAMFの断念を余儀なくされた。

ところが、日本は一九九八年一〇月、今度は宮沢喜一蔵相(当時)の名を冠した「アジア通貨危機を克服するための新構想」を発表した。ちなみに、この構想が「新宮沢構想」と呼ばれるのは、八〇年代のラテンアメリカ危機の折に、宮沢蔵相(当時)が当該諸国への支援策を提案し、今回が二度目の提案であることによるが、それはさておき、新提案は経済回復のための中長期資金一五〇億ドルと、経済改革過程で必要な短期資金一五〇億ドルの合計三〇〇億ドルの支援パッケージである。それは、深刻な財政、資金不足に陥っている政府や企業に、不良債権の処理や金融システム安定化・健全化対策、社会的弱者の救済対策、景気対策などの資金を提供するものであり、危機に陥っているタイやインドネシアなどの政府が次々に歓迎を表明した。しかも世銀副総裁のJ・スティグリッツやハーバード大学教授のJ・サックスもそれを支持した。

日本はこの宮沢構想を通じて、一九九八年一二月に、マレーシアとタイへ、それぞれ一五億ドル相当の円と一八・五億ドル相当の円の支援を発表して以後、フィリピン、インドネシア、マレーシア、韓国への支援を表明し、その額は二〇〇〇年二月に合計二一〇億ドルに達した(以下、相当円を略)。インドネシアに対しては政策改革支援プログラムローン一億ドルやソーシャル・セーフティ・ネット借款三八億ドルなど二九億ドルの中長期資金支援、韓国には二・五億ドルの中長期資金支援のアンタイト・ローンや最大五〇億ドルの短期資金支援など合計八三・五億ドル、タイには、経済金融構造改革融資六億ドル、農業セクター・プログラムローン三億ドルなど合計二八・七億ドルの中長期資金支援が提供された。フィリピンにも電力部門改革プロジェクト・ローン三億ドルなど二五億ドルの中長期支援が約束された(財務省ホームページ)。

日本政府がこの構想を実行したのは、IMFの処方箋が緊縮財政と銀行の貸し渋りを生んで危機をむしろ深めているという判断から、流動性を高めるためであったが、翌一九九九年になると東アジア諸国の経済は回復傾向を見せはじめ、宮沢構想は高い評価を得るに至った。ただし、宮沢構想は日本政府をしてアメリカやIMFの反対に慎重に対処した結果とられた形態であり、AMFとは根本的に性格が異なる。後者が地域的な国際機関であるのに対して、宮沢構想はあくまで日本の二国間支援であり、従来の経済協力の枠組みを越えていないからだ。実際、東アジアにおける地域協力の展開のなかで、AMFは再び関心を呼び起こすことになるのである。

2 ASEANと東アジアの地域協力

一九六七年に発足したASEANは、八四年ブルネイ、九五年ベトナム、九七年ラオス、ビルマ(ミャンマー)、そして九九年カンボジアが加盟して、ASEAN一〇となって東南アジア全域をカバーする地域機構となる。一方、ASEANは、八〇年代初めに三菱自動車が要請した自動車部品の域内取引に特惠関税を認めるBBCスキーム(自動車部品相互補充協定)の覚書を八七年の第三回閣僚会議で交わし、八〇年代後半には域内への投資促進措置を設けはじめていた。こうした流れの延長に位置づけられるのが、タイのアナン首相が提案し、九一年一二月の第三回経済閣僚会議において合意されたASEAN自由貿易地域(AFTA)である。AFTAは、翌九二年一月の第四回首脳会議で設置が決定され、翌九三年から一五年以内(二〇〇八年に域内関税を〇―五%以内に抑えるというものであった。

そして、九五年の閣僚会議において、計画の完了時期が二〇〇二年までに前倒しされた。

AFTAが成立した背景には、対外開放により高成長を実現する中国を意識しASEANが外資の誘致で有利に立ち上がったことや、EUやNAFTAの成立に見られるように一九八〇年代末からの世界的な地域主義の動きに対応しようとしたことがあったと考えられる。もっともAFTA設置の効果について、ASEAN各国の域内貿易が域外貿易と比べて少ないために自由貿易措置の実効性が乏しく、単に「政治経済的なアナウンス効果」に過ぎないとする評価もある〔文献⑩〕。しかし、ASEANの最大の狙いは、域外、特に日本など先進国からの直接投資の誘致であっただろう。

こうした東南アジアにおける地域協力を通じた開放化のなかで突然に起こったのが、通貨危機であった。しかし、通貨危機への対応でタイは機構としてのASEANに支援を求めることはなく、代わりに、日本、シンガポール、ブルネイ、インドネシアからバイラテラルの支援を受けたのである〔文献⑩二〇八頁〕。それは、ASEANが一九七七年にスワップ協定を結びながら、その規模が二億ドルと桁違いに小さく対応不能なことが自明であったからだろう。

ただ、このことは、結果的ではあっても、グローバル化の中の東アジアにおける新しい枠組みの模索を決定づけた。タイをはじめとする東南アジアの国々は、日本などへの支援を要請するとともに、東アジア地域大の枠組みでの通貨危機への対応と安定的発展の条件を積極的に求めることになるのである。それは日本のAMFの提案となり、徐々にはあるが円の国際化への容認となっていく。マレーシア首相マハティールは、一九九九年一月にユーロの誕生を踏まえて円の国際化を支持し〔毎日新聞〕一九九九年一月二日、同年初めにジェトロの国際会議で講演した前タイ国蔵相兼副首相のウィラボン・ラマンクンも、東アジア経済活性化に向けた三つの提案をし、そのひとつにアジア基金と円の国際化を挙げた〔文献⑩〕。アジア基金は産業支援のため、円の国際化は通貨の安定を通じる域内貿易の拡大のためである。実際、日本政府は、ユーロの誕生とラテンアメリカ諸国のドル化の狭間で円の影響力が失われるという危機感からその国際化を模索していたが、こうした政策を後押しすることになるのである。もっとも、東アジア諸国からは円の国際化と同時に「共通通貨」への関心も高まったこと、また、円の国際化に対しては中国など東北アジア諸国からの強い反対があること、東アジアの輸出が米国市場に大きく依存し日本市場の開放が不十分なため、貿易構造からみて円の国際化に無理があることなどから、日本政府の政策は、円の使い勝手の向上による自然な普及を目指すようになっている。

3 「ASEAN+3」枠組みの成立と発展

いずれにせよ、危機の再発防止と通貨の安定、経済の再活性化に向けた枠組みは、東南アジア地域・ASEANから日本、中国、韓国を含む東アジア地域に拡大して検討されることになる。そのきっかけは、一九九七年一月に日米防衛ガイドラインの見直しに対する中国とASEANの警戒感・反発を和らげるため、橋本龍太郎首相が日本・ASEAN定期首脳会議を提案したことであった。しかし、ASEAN側は日本だけとの関係強化を嫌って、中韓を加えた首脳会議、いわゆる「ASEAN+3」を逆提案したのである〔文献⑩二八三頁〕。これにより同年一二月のASEANを基本にしてそこに日中韓が招待される形での会議の開催が決まり、それは偶然にも通貨危機の真っ只中で開催され、当然にもアジア通貨・金融の安定に向けての協調が確認された。そして、九八年一二月にハノイで開かれた二回目の会議において定期的な開催の必要性が合意され、「ASEAN+3」の枠組みは、九九年になると急速な進展を見せることになる。

一九九九年一月の第三回「ASEAN+3」非公式首脳会議では、情報技術、電子商取引、中小企業強化などの

経済問題で協調を強める共同声明が採択され、安全保障問題には踏み込めなかったものの、東アジアの歴史上初の共同声明が発せられた。九〇年にマハティール首相が欧米の地域主義の台頭に対抗して「東アジア経済グループ」(E A E G)を提唱し、とりわけアメリカの反発をくらい、翌九一年一〇月のA S E A N定例外相会議で東アジア経済協議体(E A E C)と名称変更して発足した同じ構成メンバーから発せられた声明は、図らずも東アジア地域の協力関係の強化を印象づけることになった。

A S E A Nはまた、二〇〇〇年三月の蔵相会議において、スワップ協定への日中韓の参加と、新通貨基金設立も視野に入れた東アジア独自の金融支援システムの構築に動き出し、それは同年五月にタイのチェンマイで開催された「A S E A N+3」蔵相会議において、通貨危機再発防止のための通貨スワップ協定を「チェンマイ・イニシアティブ」として実現した(A S E A N+3蔵相会議共同声明「財務省ホームページ」)。二〇〇〇年一月にシンガポールで開かれた「A S E A N+3」首脳会議では、従来のA S E A Nに日中韓の首脳を招く形態から名実ともに東アジアの会議にするために、東アジア・サミットを設けることが提案、検討されることになり、さらに「A S E A N+3」の東アジア自由貿易圏の創設を目指した作業部会の設置が合意された。東アジア自由貿易圏については、中国の朱鎔基首相がゴ・チョクトン・シンガポール首相に提案した中国とA S E A Nの相互協力関係強化の提案(『人民日報(英語版)』二〇〇〇年一月二四日)を、ゴ首相が日韓を加えた自由貿易圏にしようと逆提案で応じることで実現した。それは日本の新聞報道によれば以下のようなものである。「中国には戸惑いがあるものの」、A S E A Nにとって「中国だけの自由貿易圏作りはバランスを欠くと判断。中国の姿勢転換を逆に利用する形で日韓にも共同研究を呼びかけた。結果的には、中国の変化が東アジア自由貿易圏と首脳会議の検討と言う大きなテーマを誘発した」(『日経新聞』二〇〇〇年一月二六日)。二〇〇一年一月にブルネイで開かれた「A S E A N+3」首脳会議においては、将来的な東アジア自

由貿易圏の必要性が確認された(『日経新聞』二〇〇一年一月六日)。

しかし、ブルネイで同時に開催されたA S E A N・中国首脳会議では、両者間での一〇年以内の自由貿易協定の締結が合意され、アジア内での日本の孤立が危惧されることになる(『朝日新聞』二〇〇〇年一月七日)。そして、守勢に回った日本の小泉純一郎首相は二〇〇二年一月の東南アジア訪問において、東アジアにオーストラリア、ニュージーランドを加えた地域からなる包括的経済連携構想をA S E A Nに提案したのである。

こうした動きは、A S E A N側からすれば、東アジアの二つの政治と経済の大国をバランスさせながら東南アジアの発展と安定を図ることに主眼があるが、日中韓にしても、グローバル化が進展する一方、ヨーロッパと南北アメリカで地域主義が進展する中で、東アジアの国々が地域的な協力と連繫を強化することが、国際政治経済の観点からも有効であるとの認識が生まれているからだろう。二〇〇〇年一月の「A S E A N+3」首脳会議は、また、情報技術(I T)分野の人材育成、熟練の開発、労働者の訓練などを通じて経済発展の進んだ国が遅れた国を助ける「A S E A N統合イニシアティブ(I A I)」の開始にも合意した(第四回A S E A Nインフォーマル・サミット議長声明、一月二五日)。A S E A Nへの新しい構成国であるインドシナ三国とビルマも、急速に広がるI Tインフラ格差など、情報化の生む格差、すなわちデジタル・デバイドに対処するため主要A S E A N諸国に日中韓を加えた東アジアの枠組みが産業や技術力の発展に関して有効であると期待しているように見える。

4 自由貿易協定(F T A)の進展

ところで、東アジア地域では、二国間の自由貿易協定(F T A)による経済統合化の試みも活発化している。一九九八年末に韓国の大統領が日本に提案して始まった日韓自由貿易協定の検討は、日本が従来のG A T T・W T O

を基礎において地域主義の動きを保護主義とする批判的・消極的な態度から積極政策に転換した最初の事例である。これについては、二〇〇〇年五月に共同研究結果がそれぞれ両国の研究機関である日本貿易振興会アジア経済研究所 (IDE) と韓国対外経済政策研究院 (KIEP) から公表され、日韓の研究者間では「北東アジア共同体」などの名称で、日中韓の自由貿易圏構想が語られるようになっていく。

日韓自由貿易協定に続くのが、翌一九九九年一月にシンガポールのゴー首相から日本に提案された自由貿易協定である。これは、日本とシンガポール間に設置された共同研究グループにより二〇〇〇年九月に報告書が発表され、翌二〇〇一年一月に交渉が開始され、二〇〇二年一月に締結された。ただし、シンガポールは、自由貿易協定で米国、オーストラリア、欧州自由貿易連合等とも交渉しており、交渉相手はアジアにとどまらないが、域内の経済統合の進展が期待される。その他、タイと韓国の間でも自由貿易協定締結の動きが見られ、タイ側の検討はほぼ終了し、一時期、二〇〇一年一月か二月に開催予定の合同貿易委員会に報告書が提出されると伝えられた。新聞報道では、タイは韓国との貿易で有望な五〇〇のセクターを検討し、タイが農業と食料の分野で自由貿易から利益を得るとの予想であった(『バンコク・ポスト』二〇〇一年三月一日)。

もちろん、こうした自由貿易圏構想に構成国が挙げて賛成しているわけではない。ゴー・シンガポール首相が提案した東アジア自由貿易圏構想にインドネシアのワヒド元大統領は強い懸念を表明した(『日経新聞』二〇〇〇年一月二七日)。マレーシアも、シンガポールが進めている二国間自由貿易協定を、ASEANの団結を掘り崩すとして批判している(『ストリート・タイムズ』二〇〇一年五月一日)。また、経済的に遅れた国の自由貿易協定に対する不安感も大きい。

しかし、東アジアの地域主義の流れは、アジア通貨危機により一国的対応の限界が示され、域内の協力の必要性が認識された結果だろう。そして、こうした枠組みの形成でASEANの果たしたイニシアティブは大きかった。もっとも、ASEANはASEAN-10に拡大することで複雑な問題を抱え込むようになり、また、地域主義の強化にしても、域内はもちろん国際的な政治経済の力学を無視できない。しかし、ヨーロッパとアメリカにEUとNAFTAなどが成立し、東アジアに新しい地域主義が台頭したことは、それがグローバル化の引き起こす必然的反応であったと見なしうる。つまり、地域主義は、グローバル化の不安定性を回避し、地域がおのおのの特性を保持しつつ、自らの変革の速度を模索しながら進める主要な発展の枠組みなのである。

最後に確認すれば、アジア通貨危機は、二つの側面で教訓を得たといえるだろう。ひとつは、東アジア諸国がグローバル化の中で国際競争力を獲得しなければならないということであり、もうひとつは、地域的な枠組みの模索を通じて、東アジア諸国がグローバル化に対処するということである。この枠組みは、自らの伝統や文化を認めつつ経済を外部世界に対応させていくための政治的にも経済的にも重要な手段になる可能性がある。そして、東アジアにおける地域協力の枠組みの形成で東南アジア諸国が果たした役割は小さくなかった。不確定要因があまりに多いが、その成功は、東アジアにおける政治経済の二つの大国である日本と中国が、ヨーロッパと南北アメリカの地域主義の進展を前に、しかもアメリカによる国際的ヘゲモニーの追求の中で、どのように域内の声に耳を傾け、創造的な枠組みを發展させていくかにかかっているように思われる。

参考・参照文献

- ① 世界銀行『東アジアの奇跡——経済成長と政府の役割』海外経済協力基金開発問題研究会訳、東洋経済新報社、一九九四年。
- ② Asian Development Bank, *Asian Development Outlook 1999*, Oxford University Press, New York, 1999.

- ③ Paul Krugman, "The Myth of Asia's Miracle", *Foreign Affairs*, Vol. 73, No. 6, November / December 1994. (『エコノミクス』「中央公論」九五年一月号)
- ④ 世界銀行『東マシマ——再生への途』(柳原透監訳)、『東洋経済新報社』二〇〇〇年 (*East Asia: The Road to Recovery*, World Bank, Washington D. C., 1998)。
- ⑤ 末廣昭編著『タイ——経済ブーム・経済危機・構造調整』タイ国情報(別冊)、『日本タイ協会』一九九八年三月。
- ⑥ 末廣昭『キャッチアップ型工業化論——マシマ経済の軌跡と展望』名古屋大学出版会、二〇〇〇年。
- ⑦ IMF, *IMF's Response to the Asian Crisis*, January 1999.
- ⑧ Barry Eichengreen and Michael Mussa, "Capital Account Liberalization and the IMF", *Finance and Development*, Vol. 35, No. 4, December 1998.
- ⑨ 河合止弘「新興市場経済と国際金融システム改革」財務省財務総合政策研究所『ファイナンシャル・レビュー』第五四号、二〇〇一年一月。
- ⑩ Leo Gough, *Asia Meltdown: The End of the Miracle?* Capstone, Oxford, 1998.
- ⑪ Jagdish Bhagwati, "The Capital Myth: The Difference between Trade in Widgets and Dollars", *Foreign Affairs*, Vol. 77, No. 3, May/June 1998.
- ⑫ BIS (Basle Committee on Banking Supervision), *Bank's Interactions with Highly Leveraged Institutions*, January 1999.
- ⑬ Paul Krugman, "The Confidence Game", *The New Public*, October 5, 1998.
- ⑭ 河合止弘・OJIC総合研究所編『マシマの金融・資本市場』日本経済新聞社、一九九六年。
- ⑮ T. J. Pempel, "Regional Ups, Regional Downs", in Pempel ed., *The Politics of the Asian Economic Crisis*, Cornell University Press, Cornell, 1999.
- ⑯ UNCTAD, *Trade and Development Report, 2000*, United Nations, 2000.

- ⑰ 鈴木康二「アジア法制改革と日本企業への影響」木村福成編『アジアの構造改革はどこまで進んだか——自律的な経済発展をめざして』日本貿易振興会、二〇〇〇年。
- ⑱ 西口清勝「アジア経済危機とマレーシアの資本取引規制」西口・西澤信善編『東アジア経済と日本』ミネルヴァ書房、二〇〇〇年。
- ⑲ Mahathir, Mohamad, *The Malaysian Currency Crisis: How and Why It Happened*, Pelanduk Publications, Malaysia, 2000.
- ⑳ 吉野文雄「グローバル化の中の地域経済統合——AFTAは経済成長を促すのか」末廣昭・山影進編『アジア政治経済論——アジアの中の日本をめざして』NIT出版、二〇〇一年。
- ㉑ ヴィラボン・マナルンクン「東アジアの危機克服に向けた協力」日本貿易振興会編『グローバルイゼーションの功罪とアジアの将来』日本貿易振興会、一九九九年。
- ㉒ 大庭三枝「地域主義と日本の選択」末廣昭・山影進編『アジア政治経済論』NIT出版、二〇〇一年。